宮城県高等学校教職員組合

元気高教組 情報 FAX版

平成２９年８月１０日(木)
宮城県高等学校・障害児学校教職員組合
TEL:022-234-1335 FAX:022-273-1767
Mail：miyagi-kokyoso@mb7.seikyou.ne.jp
http://miyagikokyoso.jimdo.com/

全職員配布

「新たな職員評価制度」について考える連続講座 No２

宮城県教育委員会は、高教組との交渉の中で「新たな職員評価制度」導入の根拠を国会で「地方公務員法」が改定されたためと言っています。しかし、この法律改定の背景には元大阪府知事・市長の橋下徹氏らの「公務員は仕事をしないくせに高い給料をもらっている」という「公務員バッシング」がありました。そんなもとで作られた法律を唯唯諾諾と導入させていいのでしょうか？！

フェアーな行政と言えるか？

（１）地方公務員法の改定

第３節　人事評価
（人事評価の根本基準）
第２３条　職員の人事評価は、公正に行われなければならない。
２　任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。
（人事評価の実施）
第２３条の２　職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。
２　人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定める。
３　前項の場合において、任命権者が地方公共団体の長及び議会の議長以外の者であるときは、同項に規定する事項について、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。
（人事評価に基づく措置）
第２３条の３　任命権者は、前条第一項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。

（２）他にも守らなければならない法律がある

上記（１）のように法律が改定されたからやらざるをえないと県教委は言っているわけです。それならば、なぜ県教委は私たち教員に「昼休み」を保障してくれないのでしょうか？　たとえば市役所では昼休みの時間帯には一部を除いて窓口は閉まってしまいます。病院でさえ、昼休みにはナースステーションが閉まります。「生徒たちのため」に昼休み返上で仕事をする教員の姿は崇高ですが、昼休みは勤労者の権利です。県教委は各校長に「昼休みには教員を休ませてください」と指導しなければならないはずです。このような現状をフェアーな行政と言えるでしょうか？

（３）秋田県では撤回

秋田県教育委員会は、県教委と同じように「新たな職員評価制度」の導入を組合に提案していましたが、交渉の中で「現行の評価制度で十分評価できる」として提案を撤回しています。宮城では導入されましたが、宮城県教委も廃止を決断すべきです。　次回に続く